

## 「改正動物愛護法」の紹介

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

皆様の大きな参加によって、THEペット法塾は、下記の通り、動物愛護法改正の提言をし、他の団体と共に、国民的な活動をしてきました。

THEペット法塾と共催団体が共に進めてきた国民運動によって、THEペット法塾の提言は、改正動物愛護法に大きく取り入れられて大きな発展をしました。

改正動物愛護法の紹介を致します。（詳細は動物法ニュースに掲載致します。）

今回の改正動物愛護法は、法律の実効性や、課題について、行政、国民ないし愛護団体、動物関係者において、今後、取り組みが必要であることが示されており、この法律が生かせるか、否かは、私達の今後の活動や努力に託されています。

現在、THEペット法塾は共催団体とともに、実験動物のアンケートを実施しており、改正運動を続けています。

### 改正動物愛護法の内容の主要部分の紹介

#### 第一 総則

- 1 目的規定（1条）に、「動物の遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持等、生活環境の保全上の支障の防止並びに人と動物の共生する社会の実現」を追加
- 2 基本原則（「動物の命」と「人と動物の共生」従前2条）に次を追加  
「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」（2条2項）

#### 第二 基本指針等

- 1 動物愛護管理推進計画に被災動物を追加、「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策」を追加（6条2項三号）

#### 第三 動物の適正な取扱い

○第1 総則

- 1 動物の所有者又は占有者の責務として、「終生飼養（努力）義務」（7条4項）、乱繁殖の規制」（7条5項）を追加
- 2 動物販売業者の購入者に対する説明義務（8条1，2項）
- 3 多頭飼の制限（9条）  
「条例で多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることができる」

○第2 第一種動物取扱業者

- 1 従来の動物取扱業者→「第一種動物取扱業者」とする（10条1項）
- 2 無登録営業の罰金の引上  
30万円以下の罰金→100万円以下の罰金（46条）
- 3 動物取扱業者の消費者に対する義務「動物を直接見せる義務、情報提供義務」（21条の4）  
「あらかじめ、当該動物を購入しようとする者に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報を提供しなければならない」
- 4 犬猫等販売業者の販売困難な犬猫の終生飼養義務（22条の4）  
「犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない」
- 5 犬猫等販売業者の幼齢販売の禁止：出生後56日（8週齢）未満の販売禁止（22条の5）  
但し、施行日から起算して3年は「45日」（と読み替え）、3年後の翌日から別に法律で定める日まで「49日」。別に法律で定める日、この法律の施行後5年以内に検討する。（附則第七条）
- 6 犬猫等販売業者の個体毎の記帳届出義務（22条の6、1、2項）
- 7 知事の犬猫等販売業者に対する死亡犬猫等の検案書、死亡診断書の提出命令（22条の6、3項）
- 8 行政の、動物取扱業者への積極的に立入検査、勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うこと。（衆議院・参議院議院付帯決議1

項)

○第3 「第二種動物取扱業者」の創設（24条の2）

- 1 愛護団体等、従来の動物取扱業者以外で動物取扱を業としてする者（「一定の飼養施設を設置して動物の取扱業を行おうとする者」）について、第二種動物取扱業者として規定する。
- 2 知事への届出義務（登録ではない）（24条の2）

○第4 周辺の生活環境の保全等に係る措置

- 1 生活環境の損ないの事例の追加、「騒音、悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等」

「周辺の生活環境が損なわれている事態として、騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等を例示すること。」（25条1項）

- 2 多頭飼による動物虐待についての措置・勧告

「都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じると認めるときは、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができること。」（25条3項）

○第5 特定動物（人に害を与える恐れのある動物で政令で定める動物）

- 1 飼養の困難の特定動物の措置義務（26条2項）

第四 都道府県等の措置等

- 1 行政の引取義務→行政の犬猫の引取の制限（35条）

「都道府県・政令市の引取義務」→「但し、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨（終生飼養義務）に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合は引取拒否できる。」（35条1項）

- 2 行政の、殺処分をなくすことを目的として、所有者の発見返還、希望者（里親）への譲渡努力義務、（35条4項）
- 3 行政の引取制限（要件の厳格化、不適切な者からの拒否、引取犬猫を譲渡、インターネット活用、殺処分ゼロの最大限努力義務）（付帯決議6項）
- 4 行政の、犬猫等の収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等、の施策の実施のための財政支援を拡充すること（付帯決

議 1 1 項)

5 動物愛護推進員の「災害時の動物愛護推進員の協力義務」の追加（38条2項五号）

## 第五 雑則

1 獣医師の、みだりな殺傷、虐待の動物を発見したときの通報義務（41条の2）

## 第六 罰則

1 動物犯罪

① みだりに殺し、又は傷つけた者；(旧) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
→2年以下の懲役又は200万円以下の罰金。（44条1項）

② 虐待；(旧) 50万円以下の罰金→100万円以下の罰金（44条2項）

\* 「虐待」「みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者」は

③ 遺棄；(旧) 50万円以下の罰金→100万円以下の罰金（44条3項）

2 両罰規定（個人と法人を罰する）（48条）

[他に拡充した点]

1 マイクロチップ

マイクロチップの開発、装着のための施策を講ずること。（附則14条第1・2項）  
（付帯決議3項）

2 被災動物

被災動物（産業動物を含む）の保護と殺処分をしない努力義務（附帯決議10項）

3 野良ねこ等

(1) 官民挙げて、野良猫（飼い主のいない猫）不妊去勢手術、地域猫対策の官民挙げて一層の推進すること。行政に対して、駆除目的の捕獲された野良猫の引取りは原則禁止（付帯決議8項）、引取った野良猫は最大限譲渡の機会を与えること。（付帯決議8項）

(2) 行政の、犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自

治体に対する財政面での支援を拡充すること。(付帯決議 11 項)

4 動物実験の制限

動物実験の制限(41条、3Rなど)→実験動物の福祉実現努力義務。

「関係府省との連携を図りつつ、3R(代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減)の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。」(付帯決議 7 項)

5 産業動物の被災時の保護義務

「牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。」(付帯決議 10 項)

6 動物看護師等の動物取扱責任者の資格要件の整理義務(付帯決議 4 項)

7 動物の死体の取扱努力義務、動物葬祭業の規制の検討措置義務(付帯決議 6 項)

8 施行日

「この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」